



ヨコハマカサイ



かーくん

令和4年度 横浜家庭裁判所憲法週間行事

# 少年法改正特集

## —18歳、19歳は「特定少年」?—

少年法が改正されたみたいだよ。ヨコハマカサイさんに教えてもらおう。



# 「特定少年」とは？

まず手続の流れを確認してみましょう。

ヨコハマカサイ



令和4年4月1日から、改正少年法が施行されました。

かーくん

どうして改正されたのかな？

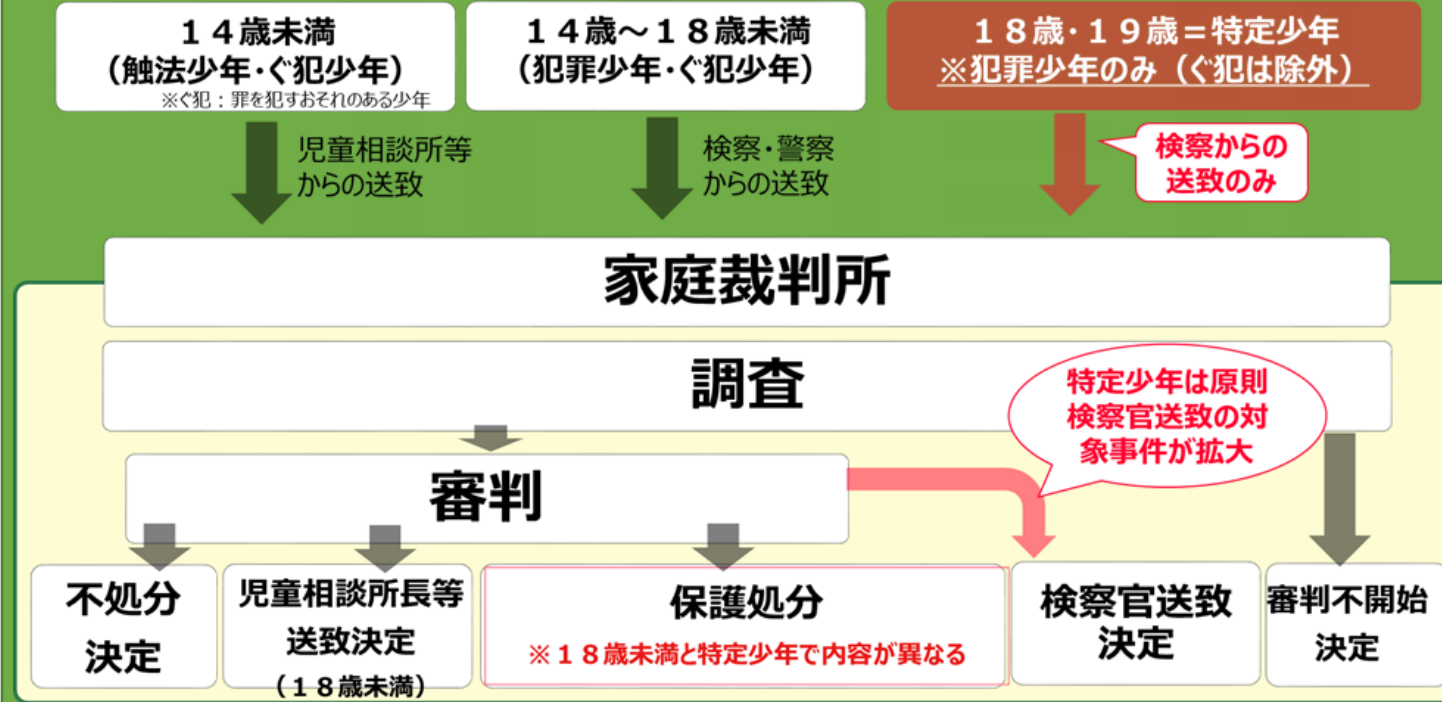
民法が改正されて、成年年齢が引き下げられたのがきっかけです。民法上の成年にあたる18歳、19歳は、少年審判で「**特定少年**」と呼ばれるようになりました。



特定少年！！今までとどんな違いがあるの？



## 少年審判手続



※本図は、手続の流れと概要を簡略に示したものです。



# 「特定少年」は何が変わるの？

## 1 8歳未満の少年の保護処分

- ① 保護観察決定
- ② 児童自立支援施設等送致決定
- ③ 少年院送致決定

## 特定少年の保護処分

- ① 6か月の保護観察決定  
(※罰金以下の刑に当たる罪はこれのみ)
- ② 2年の保護観察決定  
(※遵守事項違反の場合、**1年以下の収容期間**の定め)
- ③ 少年院送致決定  
(※**3年以下の収容期間**の定め)



かーくん

特定少年は、民法上は「成年」だけど、今までどおり家裁で手続をするんだね。

ヨコハマカサイ



そうです。18歳未満の少年と同様、**健全育成**を目標に関わっていくことについては、従来と変わりありません。



大きく変わったところは、原則検察官送致になる罪が増えたこと、保護処分のところだね。



左の表は保護処分の比較です。上は、18歳未満の少年に適用される保護処分です。特定少年については、下のとおり「保護処分の特例」が新設されました。



# 横浜家庭裁判所から「特定少年」に向けて



かーくん

家庭裁判所では、「特定少年」の審判や調査で気を付けていることはあるの？

ヨコハマカサイ



いい質問ですね。良い機会なので、裁判官と調査官に聞いてみましょう。



横浜家裁・裁判官

性格や家庭に問題があれば、罪の大きさの範囲内で、その問題を改善するために力を尽くしたいと思っています。



横浜家裁・調査官

「特定少年」の調査では、非行を繰り返さないよう働きかけるだけでなく、右の表のように、自己責任の幅が広がったことで、成年として気を付けるべきことについても伝えるようにしています。

## 成年年齢の引下げで変わること・変わらないこと

**親の同意を得なくとも各種契約ができるようになります。**

例：携帯電話の購入、契約、アパートの賃貸、クレジットカードの作成、自動車ローン契約等

**住む場所や就労先を自分の意思で決められるようになります。**

※親権に服することがなくなり、自己決定の範囲が広がります。

**飲酒・喫煙・競馬等は20歳まで禁止です。**

※飲酒、喫煙、公営競技は、健康面への影響や青少年保護などの観点から、従来どおり20歳まで禁止です。



成年になるってことは、できることが増える反面、責任も重くなるってことなんだね。

そうですね。横浜家裁では、「特定少年」に成年としての自覚を促しつつ、必要な働きかけを続けていきます。

